

別表六（三）付表二の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が法第69条第10項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》（外国法人が法第144条の2第6項《外国法人に係る外国税額の控除》において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の15第5項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「被合併法人等の控除余裕額又は個別控除余裕額1」は、次により記載します。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表六（三）「③」の金額を記載します。

(2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表六（三）「③」の金額を記載します。

3 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額2」は、「被合併法人等の控除余裕額又

は個別控除余裕額1」の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の別表六（二）の「15」、別表六の二（二）付表の「11」又は別表六の三の「10」の金額を記載します。

4 「当該法人の控除余裕額又は個別控除余裕額とみなされる金額4」は、適格合併が行われた場合には「又は $(1) \times \frac{(3)}{(2)}$ 」を消し、適格分割等が行われた場合には「(1)又は」を消します。

5 「被合併法人等の控除限度超過額又は個別控除限度超過額5」は、次により記載します。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表六（三）「⑥」の金額を記載します。

(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表六（三）「⑥」の金額を記載します。

6 「分割法人等の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額6」は、「被合併法人等の控除限度超過額又は個別控除限度超過額5」の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の別表六（二の二）の「21」の金額を記載します。

7 「当該法人の控除限度超過額又は個別控除限度超過額とみなされる金額8」は、適格合併が行われた場合には「又は $(5) \times \frac{(7)}{(6)}$ 」を消し、適格分割等が行われた場合には「(5)又は」を消します。